

第7期 雲南市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和2年11月19日(木) 13:30~14:45

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員(17名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	16番 吾郷 正司	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

15番 小田川 清 17番 佐藤 博子

5. 事務局又は説明者 統括監 奥井健次 統括主幹 白築 香 主 幹 土江慶彦
主 幹 錦織慎司

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第40号 雲南市土地開発公社理事の選出について
- ・議第41号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第42号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第44号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積(別段の面積)」の設定について
- ・議第45号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第46号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第47号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第48号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、16名（6番委員遅参）であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第5回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、9番高橋一裕委員、10番新田清委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告（県常設審議委員会諮問案件）について ・合意解約届出（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第40号雲南市土地開発公社理事の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書6ページをご覧ください。議第40号雲南市土地開発公社理事の選出についてであります。また、別添資料No.2の第7期雲南市農業委員会組織体制外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。 現在、雲南市土地開発公社理事には、加藤会長にお出かけいただいております。任期は、令和2年12月9日までとなっております。 今後の任期につきましては、令和2年12月10日から令和4年12月9日までの2年間でございます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>以上、理事の選出について、ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ここで、先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p>
5 番	<p>5番柳原です。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも農業委員の任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続き同じ委員さんをお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、引き続き土地開発公社理事には、加藤会長にお務めいただければと思います。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに運営委員長から説明提案がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第40号雲南市土地開発公社理事の選出については、現在の委員の加藤一郎委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第40号雲南市土地開発公社理事の選出については、提案のとおり留任とし選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第41号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページ、議第41号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。8ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇、地目は登記簿田12筆、畑2筆、現況すべて荒廃農地の14筆で合計面積は6,090㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、亡所有者の相続人が全員放棄したことにより、相当以前より耕作されておらず山林原野化してしまった。ということです。令和2年10月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇、地目はすべて登記簿畑、現況荒廃農地の2筆で合計面積は1,323㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまった。ということです。令和2年11月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇、地目はすべて登記簿田、現況荒廃農地の2筆で合計面積は696㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は谷間にあり日照も悪く耕作が不便なため、相当以前より耕作しておらず灌木類も生育し山林原野化してしまった。ということです。令和2年11月2日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然改廃した農地で農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明がありました。担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第41号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第41号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第42号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第42号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については19ページから掲載しています。</p> <p>今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇地区、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑1筆で関係者は1名、面積は35㎡です。令和2年10月21日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号2番～6番、〇〇町〇〇地区については、地目は田5筆で、関係者は1名で合計面積は7,052㎡です。令和2年10月21日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田5筆、畑1筆の合計6筆、関係者は2名で合計面積は7,087㎡です。</p> <p>非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第42号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第42号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第43号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第43号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。9件の申請が出ております。議案書13ページからご覧下さい。図面資料は24ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は1,988㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大するため。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。申請地については、譲受人が以前から譲渡人に依頼され草刈り管理をしておられました。</p> <p>申請番号2番、13ページの下段から14ページにかけての〇〇町〇〇の3筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は685㎡です。</p> <p>権利の種別は有償移転で、譲渡人3名と譲受人は議案書の通りです。譲渡の事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>譲受人は、申請農地の隣に県道拡幅工事の際に支障移転をされており、その際に申請農地についても譲渡されることで双方合意されておりましたが、法的な手続きが行われていなかったため、この度行われるものです。申請地については、以前から譲受人と家族により耕作されております。</p> <p>申請番号3番および4番は関連いたしますので合わせて説明いたします。農地の所在は〇〇町〇〇の4筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は2,891㎡です。</p> <p>権利の種別は使用貸借が3筆、無償移転が1筆で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>譲渡の申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を主宰する。ということです。</p> <p>譲渡人と譲受人は兄弟関係にあり、このたび申請番号4番の通りお兄さんが弟さんに農地を譲渡されるにあたり、下限面積要件を満たすために合わせて申請番号3番の通り使用貸借による貸し付けを行われるものです。また、申請農地の耕作については以前から譲受人が行われていたということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号5番、議案書は15ページの上段です。〇〇町〇〇の1筆。地目は議案書の通りで、申請面積は1,055㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、高齢になり耕作が困難になったため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号6番と7番は農地交換の申請ですので、一括でご説明いたします。申請番号6番は〇〇町〇〇の2筆で申請面積は2,152㎡、申請番号7番も同じく〇〇町〇〇の2筆で申請面積は2,676㎡です。地目地番ごとの面積は議案書をご覧ください。譲渡人</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>譲受人は議案書の通りで、権利の種別は3条の交換移転となります。申請事由は双方ともに、農地を交換し経営効率の向上を図る。ということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>議案書は16ページ、申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は86㎡です。地目は議案書の通りです。</p> <p>権利の種別は3条の無償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大する。ということです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号9番。議案書16ページから17ページにかけてになります。〇〇町〇〇の12筆です。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は8,510㎡です。</p> <p>権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。</p> <p>譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は、空家付農地制度を利用するため。ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの。と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
13番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
13番	<p>13番です。申請番号9番について、説明させていただきます。空家付農地の取得ということで、聞き取りを行いました。10月23日に13番と該当推進委員と事務局員で行いました。取得予定者は、譲受人の記述者のおりでございます。なぜ農業をしたいかということですが、空家付農地制度を利用して、農業耕作それから後継者ということでございます。栽培については畑は少しずつ野菜づくりをしたい。水田については当面は地元の指導を受けながら耕作を拡大していきたい。不作付地の管理については、草刈りを行うということでございます。農機具等の使用でございますが、地元の機械組合と連携をして行いたい。ということでございます。水田の管理方法等については不安があるが、地元の指導を受けながら行いたい。ということでございます。地域住民と交流を図りたい。農業については、地元の人の指導を受けたい。ということでございます。将来の展望については、次世代の普及に尽力したい。ということでございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>他に、補足説明はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第43号農地法第3条の規定による許可申請</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第43号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第44号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定について説明します。議案書19ページをご覧ください。資料は60ページからとなります。今回は、2つの理由から議案を上程いたします。</p> <p>まず1点目、上段の別表1ですが、農業委員会は、毎年農地取得下限面積の設定について審議することとなっています。昨年、令和元年11月総会の見直しにおいて、〇〇町の下限面積の変更をしておりますが、今回は別表1の通り改定なしとしたいと考えております。理由としましては、資料61ページの経営耕地面積総農家数等一覧表の通り、〇〇町は30a未満が39%、〇〇町は20a未満が45%、〇〇町は20a未満が40%、〇〇町は20a未満が36%、〇〇町は20a未満が42%、〇〇町は30a未満が41%となっており、各町の農家の経営耕地割合が、農地法施行規則第17条第1項第3号の規定に該当する、概ね4割となる面積は昨年度と同様となっております。よって、本年は下限面積の改定は、無しとしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案書19ページの別表2、空き家付き農地に係る別段の面積の設定についてご説明いたします。</p> <p>今回、空き家付き農地について指定追加の事案が発生したため、令和2年9月23日の総会でご審議いただき告示した内容を変更したいと考えております。</p> <p>今回、空き家付き農地の登録申請が提出されており、太文字下線表示の1筆を指定追加したいと思っております。指定追加に係る農地については資料57ページから59ページに記載しております。これにより、空き家付き農地は変更前の6物件20筆から7物件21筆に変更となります。なお、変更後の下限面積及び別段面積の告示日については、本日を予定しております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第44号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第44号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得下限面積別段の面積の設定については、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第45号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>より説明を求めます。</p> <p>議案書20ページ、議第45号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。21ページをご覧ください。図面は、63ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿畑現況雑種地で申請面積は160㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の方で、転用目的は進入路及び車庫で車庫1棟27㎡を建設されます。転用理由は、自宅への自動車による乗り入れができないため進入路を整備したい。また、併せて車庫を建築したい。とのこと。始末書が提出されており、農地法の認識不足から昭和61年頃に進入路と車庫を建設してしまった。とのこと。</p> <p>農用地区域外で確認は議案書のとおりです。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である。ことから第2種農地と判断致しました。</p> <p>許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない。場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇2筆。地目は登記簿田が1筆畑1筆、現況ともに雑種地で申請面積は合計579㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の方で、転用目的は貸駐車場で従業員駐車場5台分、商用車2台分、廃車中古車等10台分倉庫を整備されます。転用理由は、近隣事業所より駐車場の要望があり、申請地を貸駐車場として整備したい。とのこと。始末書が提出されており、農地法の認識不足から平成16年頃より無断転用をしてしまった。とのこと。第3種農地で確認は議案書のとおりです。</p> <p>農用地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇1筆。地目は登記簿畑現況墓地で申請面積は9.90㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の方、転用目的は墓地で墓碑一式を移転されます。転用理由は、現在の墓地は急な参道の先で管理や参拝が不便であるため申請地に移転したい。とのこと。始末書が提出されており、農地法の認識不足から令和2年9月に墓地を整備してしまった。とのこと。農用地区域外で確認は議案書のとおりです。</p> <p>農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>以上報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長 19番	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>私の方からでございますけれども、申請番号1番について、□□さんというのは、お寺でございます。資料の66ページの図面を見ていただいて、現在の姿は68ページの下の写真を見ていただくとよくわかります。66ページの図面を見ていただくとわかりますように、左側が参道になっておりますけれども今までその下に道路がございましたけれども、これがかなり古い時期からここへお寺に向かっての右側から左側へ進入路、車で進入するようになっております。参道は昔のお寺でございますので、石段で車が入らないような進入路でございまして、こちらから車を入れて物を運んだり或いは参道にしたりと、いうようなことにやっておられて、ここが農地だったことは私も気が付きませんでしたけれども、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>この聞き取りシートの中では昭和61年頃よりと書いてありますが、それより以前よりついていたような気がします。今〇〇で推進委員をしていただいている〇〇推進委員さんが農地パトロールで見つけられて、指摘をされたところでございます。これにより本人さんは速やかに今回申請をされ大変喜んでいらっしゃる様子ありまして、そのような経過を辿っているところでございます。本人さんからは始末書を提出されており、いちいち読み上げませんが、ご理解のほどをよろしく願いいたします。</p>
議 長	他に、補足説明はございませんか。
1 3 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 3 番	1 3 番です。申請番号 2 番の案件について、始末書が出ておりますので、説明いたします。
	<p>申請人から会長あての始末書でございます。</p> <p>この度、農地法第 4 条の申請をするにあたり、申請地の一部は農地でありましたが、平成 1 6 年頃に県の工場の現場事務用地として利用し、その後も駐車場車両置き場として利用してきました。本来なら、農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工しておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守しかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いします。以上でございます。よろしく願いいたします。</p>
議 長	他に、補足説明はございませんか。
4 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
4 番	4 番です。申請番号 3 番について、始末書が提出されておりますので、読み上げます。
	<p>雲南市農業委員会様。この度、農地法第 4 条の許可申請をするにあたり、〇〇市〇〇町〇〇△△-△の土地は畑でありましたが、令和 2 年 9 月より墓地として利用してきました。本来なら、農地法の許可を得て利用すべきところ、農地法の認識不足から事前着工しておりました。今後は、農地法他関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いします。とのことでした。これにつきまして、1 1 月 1 日に現地確認並びに担当の〇〇推進委員さん、申請者のご本人さんと事務局よりいただきました聞き取りシートにより、聞き取りを行いました。</p>
	<p>申請することになった経過についてですが、総合センターの方から墓地の移転手続き等の流れを記載されている書類に基づいて、今年の 1 月より事前調査・除外申請等の申請を行いながら、各手続きが終了したものから移転手続きの流れが記載されている書類に、手書きにて日付を記入していきました。と。その中で農業振興地域整備計画の変更手続き完了通知が 8 月に参りまして、それを誤って農地転用許可のところに日付記入してしまい、農地転用許可が下りたと勘違いしてしまい、その後、墓地の移転工事に入ってしまった。移転工事が終わり安心していただいていたところ、1 0 月に入っても農地法第 4 条第 1 項の許可書が来ないことにきずき、総合センターに問い合わせたところ、まだ農地転用許可の申請が提出されていないとの指摘があり、墓地の事前着工とのことでした。いつから使用していたのか、ということですが、令和 2 年 9 月からでございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。</p>
議 長	ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございません。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	か。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第45号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第45号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に、議第46号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書22ページ、議第46号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今回2件の申請が出ております。議案書23ページをご覧ください。図面資料は77ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は294㎡。地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で、合計5台分の駐車場を整備されます。転用事由は、自宅用の駐車場がないため、申請地を譲り受け整備し利用したい。ということです。土地代、確認委員は、議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。 申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は967㎡です。地目筆別面積は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人譲受人は議案書の通りです。 転用目的は工業用地で、工場1棟を新築されます。転用事由は、申請地を譲り受け、工場を新築する。ということです。土地代・確認委員は議案書の通りです。 過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、農地区分は第1種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。
議 長	なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合には、その後の常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)
議 長	ただ今、事務局から説明をいたしました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第46号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号2番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第46号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第46号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第47号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書24ページ、議第47号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更申請について説明します。今回2件の申請が出ております。 議案書25ページをご覧ください。図面資料は87ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆。地目筆別面積は議案書の通りで、申請面積は416㎡です。変更の内容は、所有権を移転する譲受人の変更です。 本件は本年5月22日に第5条の規定による転用が許可されております。 今回、変更申請が提出された理由ですが、不動産売買契約と錯誤があり、登記等の手続きに不具合が生じたため、申請者を修正したい、ということです。それ以外の事業計画の内容には変更ございません。 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は653㎡の内355㎡です。地目は議案書の通りです。変更の内容は、一時転用の期間延長で、9月30日までの一時転用を10月31日まで延長したい、とのことです。 期間延長の理由ですが、一時転用の原因である工事の工期が延長したため、それに合わせて現場事務所の設置期間も延長したい、とのことです。 本件については、9月3日に変更申請が提出されており、本来は先月総会にお諮りすべきでしたが、事務局不手際により今月お諮りすることとなりました。 なお、10月13日に申請者より転用事業完了届が提出されており、畑に復元されていることを確認しております。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明しましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第47号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに、ご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第47号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに決定いたしました。
議 長	次に、議第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書26ページ、議第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。議案書27ページをご覧ください。 今回は設定件数45件。内訳は〇〇町7件、〇〇町1件、〇〇町25件、〇〇町12件となり、〇〇町の内1件が一括方式による転貸となります。借り受け戸数は10戸となっております。中間管理機構が借り受けるものは、議案書40ページの番号36番から45ページの44番までとなります。この9件を、45ページからの45番で一括転貸されます。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。の要件を満たしていると考えます。 以上について、ご審議よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。なお、今回該当する町は、〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の4町であります。あの時計で、14時40分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。 ・・・ (休憩) ・・・
議 長	会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。最初に、〇〇町よりお願ひします。
7 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
7 番	7番です。〇〇町は、番号1番から7番までの7件でございまして、いずれも再設定であります。そのうちの5件は、農事組合法人が受けられるということもありまして、妥当というふうに判断いたしましたので、よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、〇〇町お願ひします。
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9番です。番号8番につきまして、同じく再設定でございまして、妥当であると判断いたします。よろしくお願ひいたします。
議 長	次に、〇〇町お願ひします。
13番	はい。
議 長	はい。どうぞ。

発信者	議 事 録 要 旨
13番	13番です。〇〇町の該当は、9番、10番、11番から33番、いずれも再設定であり妥当であると判断いたします。よろしく願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
8 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
8 番	8番です。〇〇町は、34番、35番が再設定でございます。36番から44番が新規でございますけれども、45番が株式会社への一括方式で転貸ということであり、妥当であると判断いたします。よろしく願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第48号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(14:45終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____